八　次に掲げる報告書を作成する機能を有すること。
イ　バウチャーの発行等の報告書
ロ　バウチャーと引換えに行う現金等の交付及びバウチャーの電子ゲームシステム等のクレジットとしての受付が行われなかったバウチャーのうち有効期限が経過していないものの報告書
ハ　バウチャー未払戻報告書
ニ　バウチャードロップ比較報告書
ホ　バウチャー検証システムが行ったデータの通信、保存その他の処理の報告書
ヘ　電子ゲームシステム等以外の機器等によるバウチャーの発行等の報告書
九　バウチャー検証システムのセキュリティは、次のとおりとすること。
イ　バウチャー検証の情報がデータベースに保存される場合は、当該情報は変更できないこと。
ロ　バウチャー検証システムのデータベースは、暗号化又はパスワードで保護するとともに、監査証跡の入力に関する機能を有すること。
ハ　バウチャー情報を保有する機器等は、バウチャー情報の漏えいを防止する措置を講ずること。
ニ　四に掲げるデータを保存する機器等は、当該データをバウチャー検証システムに送信するまで削除できないこと。
15　静電気放電干渉及び電磁気干渉による障害を防止するための必要な措置が講じられていること。

別表第四　電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び検査する設備等に係る基準（第百七十七条関係）

	事項	基準
1	設備の明確化及びその確保、設備の維持	一　４の項から８の項までの事項における各工程に必要な設備の仕様や能力が明確になっているとともに、それらの設備が確保されていること。 二　次に掲げる事項が社内規格に定められ、これらの設備の精度及び性能が適切に維持されていること。 イ　設備の保守、点検の方法及びその手順 ロ　作業に係る記録の方法
2	人員の確保、体制の明確化	４の項から８の項までの事項における各工程に必要な人員等が確保されるとともに、次に掲げる事項が明確になっていること。 一　各工程において配置する人員の数や班などの体制 二　確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者の配置状況
3	文書の管理	次に掲げる事項が社内規格に定められ、１の項及び４の項から８の項までの事項における各工程において作成又は入手した文書が適切に管理されていること。 一　対象となる文書の種類 二　文書の保管、保護及び廃棄の方法 三　改ざん防止の方法
4	不適合品の管理	次に掲げる事項が社内規格に定められ、５の項から８の項までの事項における各工程において不適合品の管理が適切に行われていること。 一　不適合品の処理の方法 二　不適合品の保管の方法及びその手順 三　不適合品の保管における不正防止対策の方法 四　作業に係る記録の方法
5	外注・購買部品の検品及び保管	次に掲げる事項が社内規格に定められ、それに基づいて外注・購買部品の検品及び保管が適切に行われていること。 一　部品の検品の方法及びその手順 二　部品の保管の方法及びその手順 三　作業及び検査結果に係る記録の方法 四　その他作業に必要な文書
6	製造工程の管理	製造工程が明確化されるとともに、次に掲げる事項が社内規格に定められ、工程管理が適切に行われていること。 一　製造の方法及びその手順 二　製造中の製品の保管の方法 三　作業に係る記録の方法 四　その他作業に必要な文書
7	プログラム記憶装置の複製工程の管理、プログラム記憶装置の識別・追跡	プログラム記憶装置の複製工程が明確化されるとともに、次に掲げる事項が社内規格に定められ、工程管理、プログラム記憶装置の識別（マーキング、ラベル付け等を行うことによって区別を行うことをいう。五において同じ。）及び追跡が適切に行われていること。 一　プログラム記憶装置の複製の方法及びその手順 二　製造中のプログラム記憶装置及びマスタープログラム記憶装置の保管の方法 三　作業に係る記録の方法 四　不正防止対策の方法 五　プログラム記憶装置の識別及び追跡の方法 六　プログラム記憶装置の追跡に係る記録の方法 七　その他作業に必要な文書
8	完成検査工程の管理	完成検査工程が明確化されるとともに、次に掲げる事項が社内規格に定められ、工程管理が適切に行われていること。 一　検査の方法及びその手順 二　検査中の製品の保管の方法 三　作業及び検査結果に係る記録の方法 四　その他作業に必要な文書

別記第一号様式（第八条第三項（第十六条第六項において準用する場合を含む。）関係）

カジノ行為区画内関連業務を行おうとする区画に係る名称	
カジノ行為区画内関連業務を行おうとする区画の位置及び設備の配置	